

1号認定(新2号認定)の保護者様へ

認定こども園 めぐみ

園長 大黒 淳子

令和7年度における施設等利用給付の額に係る法定代理受領の通知について

令和7年度中に本園が保護者に代わって「代理受領した施設等利用給付の額」は、各施設等利用給付認定保護者(新2号認定)について、「利用料の額から、各施設等利用給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。各月の利用料総額及び北見市からの代理受領額は以下のとおりです。
 なお、利用者ごとの額をお知りになりたい方は、お手数ですが、個別に園までお問い合わせいただければと思います。

【令和7年度の法定代理受領額】

利用月	利用人数	利用料	利用者負担額	法定代理受領額	備考
4月	17 名	128,800円	0円	128,800円	374,950円 (R7.8.20 受領)
5月	16 名	118,050円	0円	118,050円	
6月	17 名	128,100円	0円	128,100円	
7月	17 名	138,100円	0円	138,100円	399,000円 (R7.11.19 受領)
8月	18 名	125,650円	0円	125,650円	
9月	18 名	135,250円	0円	135,250円	
10月	18 名	150,350円	0円	150,350円	347,150円 (R8.3.13 受領)
11月	15 名	93,950円	0円	93,950円	
12月	15 名	102,850円	0円	102,850円	
1月	13 名	83,900円	0円	83,900円	242,000円 (R8.5.8 受領)
2月	12 名	70,450円	0円	70,450円	
3月	12 名	87,650円	0円	87,650円	
計	—	1,363,100円	0円	1,363,100円	1,363,100円

【法定代理受領額の算出方法】

区分	利用料	利用者負担額	法定代理受領額
○預かり保育(月～金曜日)	400円/日	0円/日	400円/日
○預かり保育(土曜日)	450円/日	0円/日	450円/日
○預かり保育(長期休業期間)	450円/日	0円/日	450円/日

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置づけ

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設等利用給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第56条第2項及び第57条により、特定子ども・子育て支援施設等は、法定代理受領した施設等利用給付の額について、保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和7年度の実績を御報告するものです。
 (あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)